

令和5年度第2回 横浜市いじめ問題専門委員会

日 時	令和5年5月18日(木) 18:00~20:10
場 所	市庁舎18階共用会議室みなと6・7
出席者	渥美義賢、石川由衣、石野百合子、磯崎仁太郎、片山里美、栗山博史、近藤昭一、清水尚子、高橋雄一、辻孝弘、西村哲雄、飛田桂、平井美佳、芳川玲子 (14名)
欠席者	別府政行
開催形態	公開 傍聴人：0人 報道関係：0人
議 題	(1) 「いじめ重大事態に関する再発防止策」令和4年度の取組状況について【公開】
議事及び決定事項	<p>審議にあたり、委員長が会議について、公開を確認した。 会議録の確認者を石川委員に決定した。</p> <p>(1) 「いじめ重大事態に関する再発防止策」令和4年度の取組状況について【公開】</p> <p>ア 教育委員会からの諮問について確認した。 イ 委員から意見が出され、それを基に意見書案としてまとめることを確認した。</p>
議 事	<p><b>1 開会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審議にあたり、委員長が会議について、議題(1)の公開を確認した。</li> <li>・会議録の確認者を石川委員に決定した。</li> </ul> <p><b>2 審議</b></p> <p>(1) 「いじめ重大事態に関する再発防止策」令和4年度の取組状況について【公開】</p> <p><b>【栗山委員長】</b></p> <p>委員長の栗山でございます。本日も進行に御協力をよろしくお願いいたします。これまで同様、事務局で録音をしておりますので、発言の際はその前提で御発言ください。それでは本日の委員会の公開、非公開について確認をさせていただきます。本日、御審議いただく内容ですけれども、議題の(1)について公開となりますので、よろしくお願いいたします。次に会議録確認者の指名をさせていただきます。本日の会議につきましても従前同様、会議</p>

録を作成いたします。その会議録を確認していただく委員につきましては、今回は石川委員にお願いしたいと思っておりますけれども、お引き受けいただけませんでしょうか。

**【石川委員】**

はい、お引き受けいたします。

**【栗山委員長】**

よろしくお願ひいたします。それでは早速ですけれども、議題の（１）の「いじめ重大事態に関する再発防止策」令和４年度を取組状況について、に入りたいと思ひます。教育委員会では、平成29年の３月に、今日、資料３で配付されておりますけれども、「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」をまとめ、再発防止の取組を進めているところだと聞いています。今日の資料１の諮問書にありますとおり、今回、再発防止策として「学校の取組」、「教育委員会事務局の取組」に係る令和４年度を取組状況について、このいじめ問題専門委員会に意見が求められているという状況でございます。ちょうど１年前にも同じようなことでやらせていただきましたけれども、本年もそのような形で進めたいと思ひますので、令和４年度を取組状況について、先ず、事務局のほうから御説明をお願いします。

<資料１ 事務局説明>

**【栗山委員長】**

はい、御説明いただきましてありがとうございます。そうしましたら、今の近藤部長からの御説明を受けまして、それぞれ皆様から、専門的な見地からの御意見をいただきたいと思ひます。昨年は、この後に事案の審議とかがあって、途中で時間が差し迫ってしまった、というのがあったんですけど、今日は事案の審議はありませんので、先ほどおっしゃっていたように、忌憚ない御意見を出していただければというふうに思ひますので、よろしくお願ひします。特に質問とか意見とか区切らずに、御自由に御発言いただきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

**【辻委員】**

質問いいですか。

**【栗山委員長】**

どうぞ。辻委員、お願いします。

**【辻委員】**

最後のところの、5年度をもって小学校等全校に児童支援専任教諭を、というところなんですけど、質問1点。この児童支援専任教諭は、配置するというはいろいろ研修とか行おうと思うんですけども、いじめの早期発見、早期対応というところに向けて、どういう研修を受けて、配置されるんでしょうか。素養というか、どんな研修を受けた上で等、もう少し具体的に知りたいなと思いました。お願いします。

**【事務局】**

ありがとうございます。児童支援専任教諭は、こちらで研修を積んでその者が着任するという形ではなくてですね。学校の中で、専任教諭としてふさわしい方が、「本校の児童支援専任はこの方で」ということで、名前が挙がってきたものを、つまり、メンバーが決まってから月1回の専任会という会がありますので、区ごとにやっているんですけども、その会や、それから夏休み集中研修などで、いじめの早期発見とか、それからいじめの対応についてのノウハウをみんなで研修をするというような形になっております。

**【事務局】**

特に初任の児童支援専任教諭に対しては、専任としての初任者研修というところで、重点的に専任の資質を高めるための研修も年間を通して行っております。

**【辻委員】**

どうもありがとうございます。

**【栗山委員長】**

今おっしゃった専任会というのは、月1回行われているわけですか。専任会ではどういうことを行うんですか。

**【事務局】**

月に1回、区ごとに専任会を大体第一木曜ですね。そこに方面事務所の指導主事や、それから児童相談所や警察関係の方も集まっていたいて、その区の小学生、中学生の課題などを共有したり、それから教育委員会から発信するような中身も、そこで指導主事が専任の先生にお伝えをしたりする場です。ただ、中心は先ほども言ったように、各専任が各学校で起こっていることを情報共有したり、こういう場面の時にはどのような対応をしたらいんだらうか等のケースカンファレンスのようなことをして、課題解決の力を付けていく、ということを月に1回やっている、そういう会でございます。

**【栗山委員長】**

ありがとうございます。

**【事務局】**

すみません、たびたびで。補足いたしますと、中学校の専任のことは生徒指導専任教諭と言っています、小学校は児童支援専任教諭と言っているんですけども。中学校のほうにおいて全校配置されてから今年で50年目、半世紀の歴史があります。小学校においては平成26年度に全校配置されて今年度で10年目ということで、非常に長い歴史があるんですけども。専任達のような努力も含めて、横浜のこのシステムということで、月1回っていうことでございましたけども、18区で区ごとに1回っていうのは第一木曜日。そしてその区の代表者が集まって、区代表者会というのがありますけれども、それは第二木曜日に行っております。第三、第四の木曜日については毎月ではないんですけれど、全市で集まったり、方面事務所ごとに、方面別に集まったりっていうことで、全体の共有、あるいはそこに合わせて様々な講師をお呼びしての研修という形で。専任教諭というのは木曜日に、十分な専門性を担保するための時間確保ということで、木曜日は授業を入れないとか、そういったことも要綱の中に入っているということで、時間の確保のことについては特段の配慮をしながら、50年、10年という歴史を積み重ねているということでございます。

**【栗山委員長】**

はい、ありがとうございました。

**【栗山委員長】**

渥美委員、お願いします。

**【渥美委員】**

今の質問に繋がるんですけども。いろいろ学校の先生方の話を聴いていると本当にどう対応する、どう見つけてどう対応するかっていう、具体的なことは非常に重要なんですが、今の話は、その研修をされたってということなんですけども、もうちょっと具体的に研修でどのような内容でどのような。できれば資料があれば、そういうのをここに配付してもらえれば、どんな研修か検証する。つまり、現場では、どう見つければいいのか、なかなか分かりにくい例とかですね、初期段階でどう対応すればいいかっていうのは、意外に具体的なことは困っているということがあるので、その研修の実態を。例えばここに、リーフレットが2つ書いてあるんですね。最初のページに、学校では解決困難な事案に対する「緊急対応チーム」による支援の中にもリーフレットです。それから1ページ目にも校内研修に活用できるレベル。これは校長研修ですかね、2つリーフレットがありますけど。リーフレットやその

カリキュラムも是非。いじめに関する研修のカリキュラムも、その資料等教えていただけると。例えば報告書でも、「研修の実施」と結構書くと思うんですが、具体性がなかなか分かりにくい。そこまで研修してあれば、もっと分かってるかなと思いましたので是非その資料を教えていただきたいと思っています。

**【栗山委員長】**

今の資料というのは、必ずしもこの児童支援専任教諭の研修資料には限らないということですね。

**【渥美委員】**

限らないです。ほかのも含めて。リーフレットっていうのは2箇所もありますし。それと関連するようなリーフレットだけではなくてカリキュラムとかそういうのですね。

**【事務局】**

リーフレットにつきましては、一昨年度、昨年度に作成したもので、昨年度と今年度と、校長研修、専任研修で行っているんですけど。A3版両面刷りという形で、この後に先生たちのほうにはメールで資料を御送りしたいと思います。昨年度使用したものは、法的な位置付けであるとか、学校いじめ防止対策委員会でどんな形で協議をする必要があるのかとか、いじめは認知して終わりではなくて、その後の子どもの支援が大事で、どういうフローでやっていったらいいのかとか、そういったことについて基本的なことをまとめたリーフレットが昨年度使用したリーフレットでございます。今年度につきましては、東西南北4方面の学校の中で、特に優れた実践をしている学校の好事例を集めて、「このような形で取り組んでいる」ということを、今現在、校長研修で各校を回ってリーフレットを使いながら実施しているということでございます。また専任の夏季研修、非常に伝統があるもので、予算が付いたときは宿泊もしてたんですけども、なかなか厳しくてですね、宿泊に至っていないんですけども。そこで集中的に研修を行っているわけですけども。今こう、演習題として、3問か4問1日で行うっていう形でも取組をしているんですけども。必ずその中にいじめについての演題が入っております。いじめに対する捉えであるとか、組織的にどういった対応をするために専任っていうのは視点を持ってなきゃいけないのかとか。あるいはそういった中でどういったところを見落としはいけないのかとかっていうところについて、集中的に研修する場を持っているということでございます。この資料を具体についてお出しできるかどうかについてはちょっと検討させて

いただきたいと思っておりますけれども、そのような研修を行っております。さらにですね、28年度の時に、こういう「『いじめ』根絶！横浜メソッド」という、これも市教委で作ったものなんですけど。極めて優れた資料だっという評価を受けていたんですけども、十分な活用がないんじゃないかっていうことで、この資料を使ってですね、全専任は必ず専任会にこれを持参して、これについてきちんと、月ごとにこの項目、この項目っていうことで重点的にこの資料を活用したっていうような取組を進めておりました。以上です。

**【渥美委員】**

ありがとうございます。そんな良い資料があるんだったら是非それも教えてほしいと思います。

**【栗山委員長】**

はい、ありがとうございました。今のその、あ、どうぞ。

**【近藤委員】**

関連しない。

**【栗山委員長】**

関連しない。別のやつですか。

**【近藤委員】**

別のやつです。

**【栗山委員長】**

別のやつ。今言っていたのは、夏の研修って話なんですけど、いじめの問題も必ず入っているっていうことなんですけど。ほかにも非行の問題とか、あるいはなんか保護者対応とか、そういった様々なテーマのなんか1つとしていじめが入っているっていうことなんです。

**【事務局】**

あの、常に今日的な課題と言いますか。虐待の問題であるとか、昨今では登校できない子の背景にヤングケアラーの問題もあったりとか。今、社会的に問題となっていることなどを取り上げながら研修をしているということでございます。

**【栗山委員長】**

はい、分かりました。ありがとうございます。今のことに関連してほかにございますか。あ、どうぞ。じゃあ平井委員お願いします。

**【平井委員】**

今の研修の内容の具体っていうことにつながるので手を挙げさせていただきました。教員の学校の取組のほうで、(2)の再発防止のところがです

ね、「いじめ重大事態調査結果の公表版を活用して」っていうのがとても良いことだと思いました。それと関連して、(1)のほうにある、「研修では、事例検討を行い」っていうことが書いてあるんですけども。ここでは、分かりますかね。1、2…3段落目なんですけど。ここで扱う事例っていうのは、どんなものなのかなということ、私も研修の内容というのを知りたいなと思いました。この公表版なども事例として検討するといいいという意見交換がいつかあったかと、委員会でもあったかと思うんですけど。ここでの事例検討はこのような報告書を利用しているのか、あるいは架空の事例などでどんなふうに報告されているのかなということをお伺いしたいなと思いました。

**【栗山委員長】**

お願いします。

**【事務局】**

はい、ありがとうございます。まず公表版については、公表された後にです、ね、全学校に、教育委員会で受けた指摘も含めて通知をして。それを使って全校で共有ができるというような形にしております。それからその専任教諭の研修で事例検討という、中心は今お話しをさせていただいた、まずは夏季研修のそのいじめの研修。プラスして先ほどからお話が出ている月1回の専任会で、その事例を具体的な格好いじめの事例を扱ってその場でケースを考えるとというような研修を通して、専任教諭の体力をつけていくというような取組をしているところでございます。

**【栗山委員長】**

はい、ありがとうございます。今の研修の件大丈夫ですか。よろしいですか。

**【平井委員】**

実際のケースを検討してるっていうことなんですよ。リアルな形態が学校で起こっている。そう理解しました。はい、ありがとうございます。

**【西村副委員長】**

懐かしくて、発言させていただくことがあるんですけどね。私も、生徒指導専任教諭っていうことで、中区の中学校で専任教諭をやらせていただきました。その時の区代表は、専任教諭は、富士見中学校の近藤昭一先生。代表者、区代表でね。で、当然のことながら50年の歴史の中で、大先輩方ですね、全国に先駆けて横浜のカウンセラー的なことをですね、横浜はめちゃくちゃに強かったっていうことなんですよ。その頃からできるだけそういう生

徒指導の何たるやを教わりましたよね。私もこうやっていれば良かったなどは思いつつもですね、そういうことができずに。そうした粘り強い対応をやっていった。そういう中で感受性訓練だとか、あるいはそういう事例研究ね。そういうことを具体的に区代表の中でそれぞれ学校間抗争もありますので、全て専任教諭がですね、オープンで話し合いをしていました。当然のことながら段々時代が経ちですね、近藤先生が教育委員会にいらっしゃるときに、児童指導専任ということで、児童指導の専任をしないと横浜の生徒指導は成り立っていないということで。それを議会のほうに、市議会のほうにですね、予算化していったんですね。私がいた頃はですね、教育委員会のスリム化ということで財政難ということで、宿泊研修がなくなった時代なんですね。実は相当厳しい訓練がございました。当然のことながらそういう生徒指導のことも、芳川先生がいらっしゃいますけども、講師でいろいろ本を作ったりですね、そういうことをしていた時代だったということで。つついしゃべりたくなってしまって。近藤先生にバトンタッチをお願いします。

**【近藤委員】**

すみません。近藤です。お初にお目にかかる方もいらっしゃってよろしくをお願いします。私、このペーパーの表面、学校のところでの質問は2点ほどあって、裏で3点ほどあるんですけど。まず、今のお話から受けますと、生徒指導というところとやるとか。いわゆる行動規制すれば子どもが良くなると。たまには怒鳴りつけるとかというようなイメージが強くて。で、そうではないという方向を、もう相当昔からやっていたのは事実ですね。で、まあ中にはいろいろな方いらっしゃいましたけど、ほぼ、そうじゃない方向に大まかには歩んできたかなあという印象があります。で、西村先生が言われたのはその辺だったと。質問について、よろしいでしょうか。

**【栗山委員長】**

はい、お願いします。

**【近藤委員】**

表面の「学校の取組」なんですけれども。事務局がおっしゃっていたように、いじめの認知に関しては積極的に取り組んで増えてきたことは大変うれしいことだと思いますし。で、かつてですね、神奈川県は暴力もいじめもワースト1と言われて、歌の文句にもなったんですね。で、それは横浜が全然隠さないで実態を毎週専任会で把握する。それがそのまま統計として出しちゃうもんで、突出していたっていう状態ですね。で、補導件数は東京、大阪、まあ福岡が多いんですけど。神奈川ちょっと下なんですけど、暴力にし

でも日本一という。それで散々叱られるんですけど。いや、これが実態だという形で、伝統的に子どもの実態は皆さんで共有して対策とればいいんだという方向でやってきた経緯があります。で、この法律ができてここに書いてあるとおり、大分世間的にも変わって、その数字が変化しました。周りがどんどん出すようになったという経過があると思うんですけど。その辺で、校長先生方の意識として、これは出すなっていうような、学校の恥だとかね、評価に繋がるとかっていうことはまさにマイナスで、とんでもない履き違いなんですけど。そこ辺の校長先生方の、現代の校長先生方の意識っていうのはまだまだ課題があるのかどうか。増えてはいるけれども、とにかくいっぱい拾って拾って拾いまくって子どもを幸せに導くんだっていう方向で、それに全職員で取り組むんだっていうところを引っ張る校長先生の意識として、どんな風な変化があるのか。大分定着してきているのか、まだまだ課題が多いのか。その辺についてちょっとお伺いしたいというのが1点目です。2点目は右側の「子ども主体のいじめ未然防止の取組」なんですけど。特に南区の例で出ているSNSの絡みは、まさにSNSは中学生8割以上使っているし。どちらにしても使用等所持率も9割超えていますよね。そのくらいの中でもう生活の一部になっちゃっていますので、これはもう恐らくどれくらいの取組がなされているのか。全体的な動向をちょっと教えていただきたい。かつて、いくつかの公立中学校の例が公表されたりしてましたけど。おそらく全区で行うべき内容だと思うし。もっと言うと全校で行うべきなんじゃないかと。で、やり方としては、ここから意見ですが、実態を子どもが把握する。こんなに嫌なことがあるんだってことを子どもたち自身が状況を把握して、子どもたち自身が「なんとかしたい」というようなものでないと実効性が伴わない。つまり教育委員会が指導し、学校の先生が指導し、まあ何とか作るっていう形ではまずかろうと思うので。量と質の問題をどのように取り組んでいращやるのか。それはやっぱり今後の未然防止についての大きなファクターを占める内容かなと思うんだけど、そこら辺の量と質に関する実態について御説明いただくと有り難いなと。以上です。

**【栗山委員長】**

質問は2つということですのでよろしいわけですね。ありがとうございます。今の2つの質問について。1つ目は校長先生のいじめ認知の意識の変化の課題の問題と、あともう1つはSNSの関係で取組ですかね。ちょっと事務局のほうからお答えいただければと思いますけども。

**【事務局】**

はい、それでは2つのうちの最初のほうですね。校長先生の意識についてということでお伝えしたいと思いますけども。先ほど申しましたリーフレットにもですね、いじめを認知して、しっかりと対応していくっていうのは実は子どもに真剣に向き合っているという証なんだということ。いじめがないっていうことが決して美德じゃなくて、今の法の定義で言ったら無いわけがないのであって。やっぱり子どもの主観にきちんと寄り添ってることが大事ですよっていう取組をかなり重点的にしている中で。今日の午前中も、ある区の校長会、小中合同でやったんですけども。そこで検証してきたんですけども。きわめて真剣な眼差しで取り組んでくれておりました。ですから、校長先生のこの、いじめに関する、あるいはいじめを認知してその後どう繋げていくかっていうことについての意識としては、私あの、かなり高まっているなというふうには思っておるんですが。まあそういう中でも結局重大事態になってしまうっていう実態があるっていうことについては、やはり継続して重くとらえていきたいなっていうふうには思っております。意識を変えるっていうのは実は大変なことだと思っているんですけども。実はですね、28年度にどういう報道があったかっていう。これ、たまたま今日持ち合わせているんですけども。「原発避難いじめ1年半放置」「横浜の小学校が法を守らず」こういった当時の記事をですね、何枚か校長先生方にお見せして、校長先生が変わらないと駄目なんです、ということで、校長先生方のところにですね、この法律のいじめの定義の広さによる実際の困惑っていうことも含めて共有しながら、どういう実践がいいのかっていうことで、検討しているっていう状況でございます。私のほうからは以上です。

#### 【事務局】

はい、ありがとうございます。SNSにまつわるいじめ又は嫌がらせみたいなことについては、本当に大きな課題だというふうに事務局としても認識はしています。特にですね、コロナが始まって、ギガ端末、1人1台端末が予定よりも早く進行し、今横浜の子どもたち1人1台端末を持っている中で、これを学習、その良さを生かしながらデメリットの部分があるので、そこをなんとかそういうふうな形で使われないようにはどうしたらいいかっていうことで、まさに今検討もしているところです。どの程度子どもたちが持っていて、トラブルがどんな状況かって、今数値はちょっと持ち合わせていないんですけども、今後、今日の課題としてこのSNSにまつわる課題、いじめまた嫌がらせによるトラブルの課題は当然大きな問題になってくると思いますので、まあそういう意味でですね、やっぱり委員がおっしゃるよ

うに実態しっかりと把握して、どういう状況それからどういう、もう使うな、見るなは絶対無理なので。どうやって付き合っていくかっていうことをうちだけではなくて、関係機関とも協力しながら事務局として方針を決めていきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

**【近藤委員】**

南区の例が出ておりますが、どれくらいそのこういう取組があるかっていう、量的なこともちょっと質問したつもりなんですけど。全区あるいは把握してる、把握してない部分もあろうかと思えますけど、18区の中でどれくらい実施してるかとか、何校くらい実施してるかとか、こういった数字的なことはお答えいただけますでしょうか。

**【栗山委員長】**

事務局分かりますか。お分かりになる範囲で結構です。

**【事務局】**

申し訳ありません。ちょっと今把握できていない状況なので、今の御意見もしっかりと受け止めて詰めていきたいと思えます。ありがとうございます。

**【近藤委員】**

あの、先ほどと重なりますが、広く行うべきであろうというのは、当然私の意見なんですけど。同時にもう既にこの問題は、問題行動とか不適合とかいうだけではなくて、子どもたち自身の生活問題である。生活の一部になると。生活の問題を集団としてとらえて問題を解決するというのは学校教育の主眼ですよ。これ、特活の目標でもあるのですから、そういう意味で私がその情報モラル教育の先に情報モラル活動という、子ども自身が問題意識を持って取り組む。中学生ぐらい、小学校高学年ぐらいも出てますけど。こういったことを実践している他県にちょっと関わりがあり、効果上がっているんで、こういったところを積極的にやっていただきたいというのが意見です。

**【栗山委員長】**

はい、今のご意見を踏まえて取組を進めていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。先ほどちょっといじめの認知の問題で、今御質問のあった、御発言いただいた関係で、私のほうからも御質問させていただいてよろしいでしょうか。このいじめ認知のこの四角の中にですね、いじめ認知のプロセスというふうに書いてあるんですけども。私たちが実際に今事案としてやっている学校の事案なんですけども。結局いじめ認知が、いじめ

認知ってそもそも何をするためにやってるのかというところがそもそも問題。問題というか、検討して。要は被害者の方、苦しんでいる子が心身の苦痛を訴えているというケースすごくたくさんあるわけです。たくさんあってそれをいじめ認知しましたというのはすごくたくさんあるケースがあって。実際にはちょっとした小学生なんかには、ちょっとした小競り合いが全部そこに入って来るわけですね。それはもしかして全てのものをこう認知みたいな形でやっていくと現実的にそれができるのかとかですね。その中でしっかり認知するってことはいいんですけど、認知したものがどこで認知をして。例えば学校、個々の先生が認知するのか、いじめ防止対策委員会っていう学校の組織の中で認知するのか。その認知されたものが、次に認知したっていうどういう意味合いは何なのか。それによって何を、その認知するケースとそうじゃないケースって何を区別するのかっていうところがですね、大事なんじゃないかというような議論をしたりとか、提言をしたりとかさせていただいたんですけども。その辺りが、御質問としては、実際にはかなりたくさんあるだろう。心身の苦痛に訴える事案っていうのはかなりたくさんあるだろうなっていうことを全て認知すると、全て認知したのに対して全てどう対応できるんだろうかっていうところが、ちょっと疑問。現実問題としてどこまでできるのかなっていう疑問がありますので、そういった広くとらえる方向性自体はすごく大事だと思うんですけども。それに対して現実的にどう対応していくのかっていう、その辺をどう考えていらっしゃるのかということ、よろしければ教えていただきたいと思います。

#### 【事務局】

はい、ありがとうございます。これから先生方に御送りいたします好事例、4つの学校の好事例、それぞれ過去3年間の認知件数の変化を示している、資料も入っているんですけども。その中で例えば児童数が600人台で、認知件数が106件と、まあ20%弱なんですけど。私どもで得られている資料では、多い学校では児童生徒に対して20%を超えている学校もあります。全国平均では4%台っていうことですね。昨年度、今年度これから公表する昨年度認知件数だと、横浜もその4%を超えた数字になっているんですけども。現実的に認知した後、その認知に対する取組ができるのかどうかっていう現実的な問題っていうことでいくと、これはあの実際に法的な定義のいじめっていうのは毎日数十件、数百件発生していると思って間違いないんですけども。どういうふうに先生たちが組織的に関わって、子どもたちの大変さ、つらさに向き合い、そういったものが解消していったらいいっていうことを追い

かけていくっていうプロセスはやっぱり非常に、丁寧にやればやるほど時間もかかるわけですね。で、これがどのぐらいだったら可能かっていうことはちょっと分からないんですが。例えばこれ本当に個人的な話で恐縮なんですけれども。自分の学校経験の中で、生徒数に対しての認知件数っていうものは10%弱だったんですけど、それでも大分拾ったつもりなんです。組織的な対応をしていくことを踏まえるとそれでもかなりエネルギーを使ったっていう現実がございます。ですから、20%前後の認知をしているっていう学校については相当いろんな工夫をしながら取り組んでいるっていうことがあるかと。学校の運営努力って言いますか。かなりあると思っております。正確なお答えになっていないかもしれませんが、どのぐらいがリミットかっていうことについては分かりませんが、その学校の校長先生の意識、組織としての感度の高さ、対応力の高さあるいは低さ、脆さ、様々あると思うんですけど、こういったものを底上げしていくっていう方向性で取り組んでいっているっていう状況でございます。

**【栗山委員長】**

はい、ありがとうございます。

**【磯崎委員】**

今、認知件数の話が出て、ちょっと聞き漏らしたのかもしれませんが、分からなかったので伺いたいんですけど。認知件数っていうのはその何て言うんでしょう。行った行為みたいなものを1件って数えるんでしょうか。それともどの生徒に何が行われようと、磯崎なら磯崎で1件って考えるんでしょうか。

**【事務局】**

あの、後者でございます。児童数、生徒数です。件数、その生徒児童に何件あっても認知件数は1っていうことになります。統計上ではそういったカウントをしております。

**【磯崎委員】**

そうするとこの10%、20%っていうとかなり日常的だとか左利きより多いっていうイメージになってきます。そうするとそこから何を生み出すか、件数を超えて何か当たり前に起こっていることっていうことを、単純に何を認知したかというよりは雰囲気とか、もうちょっとなんか別の形の在り方っていうか。何て言うんですかね。評価とか。関係生徒からだけじゃなくていろんなものをやらなければいけないんじゃないかと思うんですけど、ちょっと確認してどういう取組が行われているかというのは分からないので、

もし何か、そういうクラスの風土を良くするみたいな取組みみたいなもので何か教えていただけることはあれば教わっていきたいと思います。

**【事務局】**

はい、ありがとうございます。例えばですね、今日お渡しした資料の表面の右側の下に「横浜プログラム」というものがございまして。それはアセスメントをしてその中で学級に合ったような指導プログラムをしていく中に、委員がおっしゃるような学級の風土を良くしていくようなプログラムが入っていたりというような形で取り組んでおります。また、これははじめではないんですけれども、昨今文部科学省が不登校の対応につき、COCOLOプランというものを出して、学級風土の見える化をするようなツールを共有で出すっていうような情報もいただいておりますので、今委員がおっしゃったように、一個一個のそのいじめの分析をする中で、これはその個別の問題ではなくて、学級や学校の雰囲気の問題だというような分析をしたときに、それにどう対応していくかということもまさにこれから事例を積み重ねて研究をしていくような中身ではないかというふうに捉えております。

**【栗山委員長】**

はい、磯崎委員。

**【磯崎委員】**

すみません。もう1点今のお話で、そういうの、あるんだっていうので大変参考になりました。もう1つ、Y-Pのアセスメントのところ。これは、個人をアセスメントするんでしょうか。それとも集団力動って言うんですかね。皆さん、先生方の方が詳しいと思いますけれども。ある程度全体像、学級なのか集団なのか分かりませんが、そういうのもアセスメントしたり、個人の動きと集団の動きになった時に、同じ人間でも動き変わってきちゃうんじゃないかとかと思うので。どういうふうに集団を評価しているのかなっていうのが。さっきのツールっていう話がありましたけど、さらに教えていただければと思います。以上です。

**【事務局】**

はい、ありがとうございます。Y-Pアセスメントについては、分布図っていう形で、縦軸横軸をとる形で個人の社会的スキルの育成状況をプロットした、そういった分布図が記されるという構造があるんですけども。縦軸が自分づくりっていう軸になります。自尊感情の肯定にかなり関わっている指標になりまして。で、横軸は、仲間づくり、集団づくりっていう集団に関する社会的スキルを表しているっていうことで。それぞれの個人の、自分とそ

れから集団に関わっていくベクトル2つを軸にしてどこにプロットされるかっていうことですので、結果として、例えば学級集団がどういった分布をしているかっていうことについては集団性っていうのが見えます。それから一人ひとりについて個人プロフィール表っていうのが打ち出される形式になっておりまして。それぞれの社会的スキルの状況がどうかっていうことが個人のプロフィールとしても当然示されるということです。ですから、その分布図に基づいて、指導プログラムっていうものがあるんですけども、この学級に対してどういった指導プログラムを実践すれば例えば集団として社会的スキルがどういった形で身についていくのかっていうのを、支援検討会という場で検討して。適切な指導プログラムを計画的に実施するというような形で、集団性の、何て言うんですかね、社会性を育成するっていうことも結果としてできていくというような流れになっております。まあそういったものも今回のリーフレットには、良い実践例として紹介したいっていう考えがございます。今御手元には配付してません。これから御送りしますけど。今年度の資料の中にはそういった好実践例っていう形でも提示はさせていただいています。

**【栗山委員長】**

はい、ありがとうございます。ちなみに1個関連していいですか。今のそのY-Pのその結果として、この子は危ないなっていうような個人のその問題性っていうことが把握できるということもあるというふうに理解していいわけですね。もちろん学級集団としてどうなのかっていうことには、そうなんですけども。この子はちょっとなんか支援が必要じゃないかなみたいなどころが見える場合もあるというふうに考えていいわけですかね。そういう場合にそういう子に対して、特別に実際にケアしていくとか、そういう体制があるのかどうかっていうことも御質問したいんですけどいかがですか。

**【事務局】**

はい、その個人プロフィール、Y-Pアセスメントっていうのはそもそも、子どもの主観によるプログラムです。客観性というのも、子どもがその時何を感じていたかという主観に基づくものです。それはまず大前提にしながら、その子が何を感じているかということですね。そしてあの、アンケートの最後に自由記述欄みたいなものをとっていますので、必ずアンケート項目だけじゃなく、その時々の子どもの状況っていうのが把握できるようになっているんですけども。今栗山先生がおっしゃったとおりですね、それを

どう活用するかっていうことがとても大きな課題で。今までも重篤な事案に至ってしまった事例で、アセスメントはしているんだけど、それが担任で留まってしまっていて、組織として共有されていないっていう事例が散見されております。で、この辺は非常に大きな課題で、こういったことも含めて専任の夏の研修会で、昨年度はY-Pアセスメントをどう分析して、どのように支援検討会に繋げていくかっていうような研修も行っているんですけども。様々な状況の中で、学校の教員の働き方っていうことも含めてですけど、十分な時間が取りづらっていう現実的な問題も含めてですね。今後さらに学校の中に定着するように取り組んでいかなきゃいけないっていう課題の1つだと思っております。

**【栗山委員長】**

はい、ありがとうございました。飛田委員。

**【飛田委員】**

少し話が変わってしまうかもしれないですけど。

**【栗山委員長】**

別の話題ですよ。大丈夫です。

**【飛田委員】**

まずは、令和3年度の取組状況を前に伺ったときに、多分ここで指摘があったことをすごく取り入れてくださっているのがすごくよく分かりました。で、特にですね、こういった校内研修にそのまま活用できるような話がありました。リーフレットが作成されて認知件数が上がってきたということはとても大切なことなのではないかなとお聞きしていました。で、そこで先ほどの磯崎先生からも御指摘ともちょっと重なるかもしれないですけども。まあそういうたくさん認知件数があると。要は子どもの訴えがたくさんある学校のほうが、やっぱり子どもたちにとっては話しやすい環境というか、先生との距離がもしかしたら近いのかなとか。まあそうするとその学校においてももしかすると、認知件数は多いけれども割とそこから重大な状態になるっていうことは少ないのかなとか、こういうその後っていうのはもしかしたらあるのかなという気がしてるんですね。なかなかもしかするとまだ取っついてはもらっていないかもしれないですけど、そういうきっと好事例の中に含まれているかもしれないですけども。もしかすると認知件数、その後はどうなっているのかとか、どういう好事例があるのかっていうのは集積していただくのもとても大切なのかなとも。ある意味において認知件数あげてくるといっても相当な努力をされているというような感じはします。その

次の話だとして。今度はそれをうまく使っている学校の取組がより一層広がっているということが大切なのかなというふうにはお聴きしました。そうですね。

**【栗山委員長】**

今のは、では御意見ということによろしいですか。

**【飛田委員】**

もし何かあればあれですけど。

**【事務局】**

認知件数の増加と、重大事態とまでは言わなくとも重篤な事案の負の相関って言うんですか。そういうのを拾えば拾うほど重篤な事態に至っていないということが、例えばその、何か統計的に把握できるかって言ったら残念ながらそういうのは難しいんですが。認知件数を上げるというその先っていうのは正に今飛田先生言われたとおり大事だと思っていて。1回目のこのリーフレットはその先の事例として、例えば当該児童生徒への継続的な支援それから再発防止への継続それから未然防止のための取組と。つまり認知して解消して終わりじゃなくてその先こそが大事だよ。正にここに繋げていきましょうよってということで、発信し、学校にも取組を求めているところです。具体的なエピソードとして、っていうことについては、今の御意見を参考にしながらこれからまたきちんと把握していきたいなと思っているところです。

**【飛田委員】**

ありがとうございます。もう1点はその先へのもう1つのところとして、おそらく先ほどから挙がっているその対応の仕方ってところが、これは先生も大変だし、生徒さんや保護者さんにとっても大変なんだと思うんですけども。ここの多分委員会でもよく、そこの判断の仕方であるとか、認定の仕方であるとか。その認定っていうのは事実の認定の仕方であるかとかがですね、問題になるようなこともあるような気がしてですね。是非なんかそういういったことも、今きくと好事例の中に入っているのかもしれないんですけども、どの先生が対応されても迷わない。ある意味においてどの先生が対応しても子どもにとっても標準化されたというか、環境になるように是非。もう、されていることかもしれないけれども、取り組んでいただけたらなというふうに思いました。

**【栗山委員長】**

ありがとうございます。今の提案は御意見として伺ってよろしいですか

ね。引き続きその点はよろしくお願いいたします。はい。他にいかがでしょうか。

**【芳川委員】**

はい。感想ですけどいいですか。毎年いろいろな状況の報告書を出していただきましてありがとうございます。本当に感想なんですけれども、子どもたちが認知した、ね。例えば不愉快なことを受けたとか、悪口言われたってということと、あと私たちがこの調査委員会に挙がっている、いわゆる認知って意味が違うのかなと最近ちょっと思っていて。多分子どもたちが悪口言われて傷ついたという認知が、学校における認知っていうふうな感じがしています。文部科学省はどんどん子どもたちに、自分が傷ついたっていうことを感じ取ることも大事みたいなんですよね。感じ取れる子と、感じ取ってSOSで出せる子と、そこも実は子どもたちにとって教育なのかなというふうに思っています。心理学は、自己理解とか自己認知とかいう言葉を使いますけど。ここ結構大事だなというふうに思います。だから、文部科学省のこと聴いていると、件数増えることは決して悪いことではない。つまりそれだけ子どもが自分の状況について知っているよということを捉えていて。で、大切なことは、凄くいっぱい認知の中で、私たちは本当に重大なものを見落としているかどうかというところが、先ほどあれだけ膨大の認知をどう処理するかっていうことなんです。そういう意味では教員がそのアンケートをどう見ているのか。どうチェックしているのか。そのチェックの仕方を果たして学校で把握しているのかどうかとか。そこは多分校長だとか管理者の監督が必ず必要なのかなというふうに思ったりしています。それに關係して1ページの、いじめ防止対策委員会を開催のところなんですけれども。毎月開催って書いてありますが、残念ながら私たちが関わっている事案では毎月開催はないんですよ。ということですので、現実の実態はどうなっているのかなとか。そこはむしろ教育委員会に把握していただきたいところなのかな。多分把握はされていると思うんですけども、そこを何かもし知っていることあったら教えていただければと思います。後長くなって申し訳ないですが、不登校もいじめも個人の考えですが、もう今現在ものすごい数ですので、私どもの言葉で使うと、蛇口を締めなければどんどん増えてしまう。で、これも多分文部科学省が言っていることですので、だから「生徒指導提要」の中では、蛇口を締めるという未然防止のことをものすごく出しているかと思えます。ってなってくると、私たちがこのいっぱい認知件数が多い中で先生が子どもたちがこれだけ悪口言われてすごく嫌な思いをしているということを

子どもたちにどうフィードバックしていて、個人ではなく。それが多分Y-Pプログラムであるし、学級の中の話合いになるし。その1つの小さなきっかけが実は教育に結び付いていく。そこから人権教育とかにいかなければ、もうどんどん件数が増えてきて、止めることができない。従ってこういうふう考えたときに、Y-Pも含めて今報告していただいていることは未然防止。つまり蛇口を止めるための手立てを、令和4年度はこういうことをしたんですよというふうな感じで見ているのかなというふうには思いました。で、Y-Pを政策に関わっている人間としてちょっと説明しておきたいんですけれども。Y-Pの目的は、教員が子どもを見る目を育てるという目的があります。つまり子どもたちが本当にSOSを出しているのかいないのか。で、ソーシャルスキルという尺度を使っているんですが、自己表現は、自分はできているのか。友達とうまくしているのか。この子どもの声を出しながらその声を先生方はちゃんと拾うことができるのかどうかというふうに作ったものでして。いわゆる臨床的に、心理臨床で言う、適応尺度とかそういうものを見るものではないんですよ。だから全く違う感覚でチェックしているの、だからそういうふう考えたときに、未然防止には使えるんですけれども、先ほど栗山先生がおっしゃったように、じゃあ危険をチェックすることはできるか。よく見ていくとできるかもしれないですが、そういう感じに置いたものではないんじゃないかなと個人的には思います。すみません。以上です。

**【栗山委員長】**

はい、ありがとうございます。今の御意見の中で質問1つ、いじめ防止対策委員会ですかね。その月1回とかがあっていう話がありますけどももう少し実態のところを、毎年ここの委員会でそういった話題が出ている感じがしますので、御説明いただければと、状況を御説明いただければと思いますけどいかがですか。

**【事務局】**

月1回以上というのは、きちんと「横浜市いじめ防止基本方針」法的にもきちんと定められているものなんですけども。昨年度のリーフレットにはその辺のですね、実数の提示をしております。ちょっと簡単に数字を申しますと、令和2年度の状況っていうことなんですけども。月1回開催しているっていうのはみんな500校という母数を、約500校ということとっていただいた時にですね、月1回っていうのが、ごめんなさい、ちょっと言い方替えます。小学校、約350校あるんですけども、月1回っていうのが297校。で、月2、

3回ってというのが31校。週1回以上ってというのが11校。350校は正確には339校ですね、数字出ています。339校中で297校が月1回。月に2、3回が31校。週1回ってというのが11校ということです。で、中学校においては145校の中で月1回ってというのが71校。約半数です。月2、3回ってというのが38校。週1回以上ってというのが36校ってということで、約半分が月1回。4分の1が月2、3回。4分の1が週1回以上っていう、そういった割合ですね。はい、すみません。説明が下手で申し訳ございません。

**【栗山委員長】**

はい、ありがとうございました。

**【事務局】**

補足をさせていただきますと、毎年ここで話が出ているということで、ここで取組状況を話すときにですね、こんなことやっている、あんなことやっているってことが中心になります。しかし、皆さんが扱っている事案はそこから漏れ落ちている事案なので、本当かという実感があるのではないかと。実は、そこが大きな、特に横浜という26万人の子どもたち、500校の学校を抱えている基礎自治体としては大きな課題だと思っております。つまり、通知を出してそれが各教室隅々まで行き渡るか。1本の通知では決して無理。じゃあどうやってチェックをするのか。で、いろんな調査をかけています。問題行動等調査もしています。あれも学校から上がってきているものは正しいと信じて集計をしている。それが本当に実態を表してるかどうかというチェックは私たちはできない。それほどマンパワーはない。教育委員会指導主事が、もちろん学校方面事務所はあるとはいえ、全部の学校に行って全部ちゃんとやっているかって、実際に見て確かめるというのはとても難しい。なので、先ほど話が出ていたそこを隅々までやるにはどうしたらいいかっていった時に、やっぱり組織として一体になるしかない。協力をしながらやっていくというのは先ほど専任会、そして校長会です。校長先生や専任教諭は各学校必ず1人います。この方々がきちんとした実態に応じた、こちらの進めているような、例えば今、月1回以上のいじめ防止対策委員会をきちんと独立してやると。そしてそこは認知するだけじゃなくて対応も考えるということもそこも校長先生や専任の先生がしっかりやっていくことによって隅々までこの取組がいくというふうに考えておりますので、そうした時に先ほど冒頭の話に戻るんですけども。やはり近藤委員がおっしゃったように、校長先生の意識。そしてほかの先生方がおっしゃったように、専任としての専門性がとても大切というふうに考えています。以上です。

**【栗山委員長】**

はい、ありがとうございます。今の点に関連してですか。はい、渥美委員お願いします。

**【渥美委員】**

あの、今の大変なことは分かるんですけど、数値が出てきたのが去年もね、一昨年も正にそのとおりにやられているとはとても思えないという数値なんですね。その時、去年ですかね。我々が、調査している学校が、やっているということだったんですが実際やってないと。それを把握するのも難しいとは思いますが。全校把握するのが難しくてもサンプルとかね、いろんな形でもう少し現実近く把握できるんじゃないかと。それからもう1つはですね、「学校いじめ防止対策委員会」というのが、忙しい学校の中でかなり非現実的な目標じゃないかとも思うんですね。だから他の会とですね、一緒にやっているところがありますし。その中でどのぐらい時間かけているとか、まあそういう把握じゃないとですね。結局現実離れた統計値しか上がってこないし。学校だってどうするかをやっぱりうまく考えない、考えていうのはその情報提供しないとですね、できないこと言われたってできないと思うんですね。その辺も含めて調査するなり対応するということが是非お願いしたいと。来年はもう少し現実的な数値が聴けるととても有り難いというか。いつも非現実的な数値を聴かされているので。はい。

**【栗山委員長】**

はい、ありがとうございます。今の関連でよろしいですか。

**【片山委員】**

私が調査した学校の多くは「学校いじめ防止対策委員会」という名前の委員会を月に1回やっていることがあって。ただ、そこで何をしているかっていうと情報共有で、認知や支援検討ではないんです。情報共有だけ。「先生こんなのありました」みたいな感じで皆に報告しているだけ。じゃあ認知だとか支援はどこでやっているかっていうと、もっと小さい、管理職とその支援の先生と学年の先生だけだったり。小さい実働部隊でやっていることが多くて。多分実態としたらそっちのほうが学校いじめ防止対策委員会なんじゃないかなと思ったりするので。実態を把握するってことを考えると、「学校いじめ防止対策委員会」という名前が付いた委員会というものを、どれだけやっているんですかって聴くよりも、情報共有・認知支援検討っていうことをやっている会がなんかあると思うんですけど、それをどれぐらいやっているんですか、っていうふう聴いたほうが実態把握できるのかなと。それが

「学校いじめ防止対策委員会」と何とかっていうのとありましてということだとちょっと別に分けて報告してもらったらいいのかなと思うんですけど。以上です。

**【栗山委員長】**

はい、ありがとうございます。今の関連で、磯崎委員お願いします。

**【磯崎委員】**

今のお話聞いていると、いじめの認知件数の話とちょっと似ているなと思いつながりながら聞いておったんですね。学校にいじめがないほうがいいっていうメッセージをどんどん変えていって、いっぱい認知したほうがいいんだよ、それが実態を把握できるんだよ、そしてそこから踏み込めるんだよっていう話が、いじめの認知件数の増加に繋がった。そういうふうに推進した。そういうふうに校長にこう言ってたっていう話と、そのいじめ防止対策委員会の実態を規定通りやっているかどうかというんじゃないくて、もっと実態を報告してくれたほうがいろんなことに繋がるんだよっていうような、なんかすごい繋がる気がするんですよ。そうすると片や右肩上がり、すごい何倍ぐらいになって。で、片や、1回以上はやってますっていうふうになって。これが何かこう、同じ質の問題の逆さまの両面を見ているのかなという印象を受けました。以上です。

**【栗山委員長】**

はい、ありがとうございます。大変あの、今回の統計の取り方に関して本質的なすごい大事な御指摘をいただいているかと思えますけども。先ほどの実際どういう会議をやっているところに誰が参加しているのかとかっていう。昨年とか一昨年でも、またスクールカウンセラーがどの程度参加しているかっていうお話なんか問題提起されてましたけども。やっぱりその週に2回、3回やっているっていうところであればおそらくメンバーはそんなにたくさん集まらないだろうから、もう少し人数を絞ってやっている可能性もあるわけで。そういう意味では週に2回、3回やっているところが、同じような、そこだけ浸透してやっているかどうかというところも数字だけでは見えないですよ。だからそういう意味では先ほどおっしゃった、今御発言あったように、どういう会議をやっているのかとか、誰が参加しているのかとか、何をされているのかっていうふうなことに、もう少しこう実態が分かるようなアンケートの取り方をしていただいたほうがいいかもしれないですよ。なので、そういう意味では、みんなの御発言を踏まえてまた来年に向けたその集計の取り方なんか工夫していただければと思いますけ

ども、その辺りいかがですか。事務局のほうでは。

**【事務局】**

はい、ありがとうございます。基本的にこう、学校の取組の至らない結果として、重篤な事案に陥ってる事例について先生方に調査していただいているので。大変足りないところが多くて、今御指摘されているなっていうふう  
に思っておりますし。統計的にこう、どのように精度を上げていくかっていうことについても、実は今いただいた御意見を踏まえても実際本当に実態が反映されるのか。また実態って何なのかっていう問題も含めて難しい問題を正直言ってはらんでいないなっていうふうには思っております。実はいじめ防止対策委員会をどのようにこう展開していったらいいかっていう、正にリーフレットにも示してあってですね。いわゆる生徒指導上のキーパーソンっていうのは学校において、私は2人だっている話をずっとして。キーパーソン、生徒指導は全職員です。全教職員で、全児童生徒を対象に行うっていうのが生徒指導っていう概念ですけども、その中でキーパーソンと言ったならば1人は専任教諭ですね。もう1人は校長です。最大のキーパーソンは校長先生ですっていうお話をずっと最近しているんですけども。いじめ防止対策委員会を開催して校長先生、先ほどの情報共有を終わってしまっているのも校長の責任です。その情報をどのように組織的に共有して子どもの支援につなげていくかっていう方策まできちんと話し合うのが、いじめ防止対策委員会で、その責任者は校長先生だっていることなんですけれども。そういった実質的にいじめ防止対策委員会に意味を持てるのかどうかっていうところについて、我々としては取り組んでいるところですが、誰が参加してどういった内容っていう形で、これから取っていくっていうことも必要だなっていうふうに思いつつ、アンケートを取ることが目的じゃなくて。この場合についてもですね。実際にどういうふうにか、していくべきなのかっていうことこそ大事だっているふうに思っておりますので、認知件数もそうなんですけど、数を取ることが目的じゃなくて、正にその先だっているふうに捉えさせていただきたいなというふうに思っております。よろしく願います。

**【栗山委員長】**

飛田委員、はい、お願いします。

**【飛田委員】**

今のお伺いしていて、対策委員会の中の色があるからそれを分けたほうがいってお話があったと思うんですけど。そしてその先ほどの磯崎先生が

おっしゃった対応と結構重なる部分があるんじゃないかと私思ってたんですけど。同じその対応をするときの委員会としても、適時に、事が起きたときに情報共有をして動くときの委員会っていうものと、恐らくそれを、起きた後に対応が終わった後に、要は皆でそれを、教職員の皆さんで共有して、こういうふううまくいったとかこういうふうに、逆に言うとちょっとうまくいかなかったとかいうことを知ることが、他の先生方にとっても対応の仕方を学ぶ場にもなりますし、他の先生からの意見をもらう場にもなる気がするんですね。そういう意味で言うと、もしかすると、やはりその対策委員会の中身についても、これはなかなか統計でとることは難しいとしても、やはりそういう、私たちのほうでというか、どういうことをするのが考えられるのかっていうのを。せっかくなんで例えばその今回のそのリーフレットのようになんかこういうことがやり方として考えられる。要は適時にやろうという時に全員集めろなんていうことは、これはなかなか難しいです。そんなことをやれることはできないと思いますので。要はどうしてその委員会をするのかと。そういう時にどういうメンバーが望ましくて。で、それは一体何のためにどういう結果を生むのかみたいなのが見えると、先ほどの正にこの認知の先へっていうこところに、次の段階としては良い話なのではないかなというのはちょっと思います。それが1つと。もう1つは、先ほどから話に挙がってる話ですよ。やっぱりあのどちらかという標準化がやっぱり難しく。標準化はやはりこの促進する必要があるんですけども。やっぱり気になってるのはその教育委員会からの言われたことにもやらない学校のほうが、やっぱり問題が大きいと。やっぱりそういう学校っていうのはやはり支配性というか、何らかの理由でクローズドになってしまっていて、閉鎖性であるとか、何らかの人間関係の支配性みたいなものが背景にあるかもしれない。そこの中にいる他の先生方も結構きつい環境でおそらく働かれています。っていうかその子どもたちもその背中を見ていると、やっぱりきついついていうことになると思うので。まあこういうその、なかなかその、ある意味言われていることをやらない学校に対して、どういうふうにその支配性みたいなものを打開するかとかいうかですね。つまりアプローチの仕方っていうのは、ちょっともしかすると何か検討していただいてもいいのかなという気がしました。やっぱりそこで校長先生に、逆に言うと校長先生が支配性があつて、校長先生が閉鎖性があると、もう誰もNOとは言えない社会になってしまう、その中が。これは正にいじめを生む閉鎖性の問題だと思いますので。ちょっと今どういうのはいいか分からないですけど、是非ちょっと御検

討いただけたらなと思いました。

**【栗山委員長】**

はい、ありがとうございます。御意見として聴いていただければと思いました。よろしくをお願いします。じゃあ渥美委員をお願いします。

**【渥美委員】**

ええとあの、飛田先生が言われたことに、ちょっと違うことを申し上げるんですけども。教育委員会の言うとおりにいうか、この箇所のある意味委員会が作ってるっていう。そもそもあれが現実的だとは思えないんですね。だからそんな非現実的なことを求めるとすれば、それは教育委員会の問題だし。じゃあどうすればいいか。ほかの委員会とどう併せて時間を節約するか。それか参加人数をどう絞るかですね。僕は特別支援のやつ、高校の学校を調べたときに、いろいろそういう大変な学校で時間がないんですね。で、会議の時間がない。廊下会議っていうのを設けたとかあって。すごく現実的で効果あったんですね。要するにみんな集まるんじゃないくて、廊下で会った人たちで情報を交換してそれがどのくらい広がったか、全体会議で簡単にチェックするだけで済むっていうのは。現実的にどうかっていうのがするかっていうのは、教育委員会の言うことを守るのが、もしね、今のあそこに書いてあることであれば、そもそもあれが無理だっていう感じが、そんな意見持っています。はい。

**【栗山委員長】**

はい、じゃあ飛田委員。

**【飛田委員】**

そうすると、むしろその守れない理由を、もしかすると聞いてあげるのが大事というか。

**【渥美委員】**

あ、そうそうそう。

**【飛田委員】**

そうですね。で、例えばそれではできていないけれど、こういうやり方をやってほしいとか。

**【渥美委員】**

そうそう。

**【飛田委員】**

それをもしかしたらまた集約していただけると、例えば同じような環境下でできない学校はそれを使えるようになるために。

**【栗山委員長】**

はい、ありがとうございます。

**【近藤委員】**

別件で。

**【栗山委員長】**

別件ですか。今の点はよろしいですか、皆様。はい。じゃあどうぞ、近藤委員。お願いします。

**【近藤委員】**

裏面の「教育委員会事務局の取組」なんですけど。(1)の「学校教育事務所による保護者や学校への積極的な支援」重要なことだと思うんですけど。保護者への支援の対応それから電話による対応とか面談による対応の回数とか書いてありますけど。この成功事例ですね。おそらく表に出るのは、うまくいかない我々が扱っているのもそうなんですけど、うまくいかないことばかりを我々が目にしているんですけど。私もここに長くいた関係で成功事例もいっぱいあるんですよ。学校が取り結べない信頼関係を指導主事が取り結んでいる。あるいは行政の係長が取り組んでいる。で、ずっと関わり続けている。その子が中学校出るときに、お礼においでになった保護者さんもいらっしゃるようで。そんなような関わりもあるんだと。こういったところをやっぱり共有していく教育委員会は必要なんだろうなと。同時に、その保護者の窓口になるんですよということをもっと言っていたいかな。マンパワーの問題出てくると大変なんですけど。実際に保護者の支援に回られてる方はたくさんいらっしゃるわけで。で、そこで人間関係作って、かなり長い信頼関係を作る人もいるわけですから、そこら辺の状況についても御説明いただいたり、好事例を説明していただいたり。質問としては、保護者への、何て言うんですかね、PRというか窓口というか。で、一緒にこちらに関わりますよというような姿勢を示すことは、僕は良いんじゃないかなと思うんですけど。実態どんな風になっているのか。示せるものかどうかをお伺いしたいな。で、併せて一気に言っちゃいますけど、今の2点ですよ。それから、ここで私一番問題にしているのは、学校への支援と書いてありますけど、支援もしますけど、権力関係から言って、指導ですよ。つまりこれ支援で止めとくと、起こったことの責任は学校ですっていう逃げに見える。で、実際にはなんか起こると、教育委員会は自分たちの指導の足りなさをという形で、こう述べますよね。権力関係から言うとどうしても指導ですから、これは分けて、学校への支援指導、保護者への支援っていうのが正しいんだろうなというふ

うに思います。ソーシャルワーカー、その下にも緊急対応チーム、場合によっては指導という言葉があつて然るべきかなというふうに思ってますが。これ、ちょっと大きな、2番目は大きな題材なんですけど。こうやって見て、基本スタンスに関わることなので、いかがかと聴いてみたいなと思いました。以上です。

**【栗山委員長】**

はい、ありがとうございました。じゃあ事務局お願いします。

**【事務局】**

はい、充分なお答えができるかどうかあれですけども。学校教育事務所が保護者の相談に乗る、積極的に乗るっていうのは正に28年度の問題があつてなんです。あれまでの基本的な教育委員会は、例えば保護者の方からいろいろ御意見を伺ったときに、それを承って、学校のほうにお伝えし、保護者様からこういう訴えがございましたということで、保護者様のほうにも、是非学校に伝えるので学校とちょっと話してくださいということで、当事者同士を繋げるっていうことを基本的なスタンスにしていたんですけども。28年度の事例では、それがあの、約束するところまでは行ったんですけども、結局繋がらなかったっていうことが、学校不信に繋がっていきっていうことが非常に厳しく、大変厳しく指摘されて。先ほどもあった8項目34の再発防止策の中の1つにそういった問題点が指摘されつつ、「学校教育事務所による積極的な支援」っていうのは34項目の中の1つとしてありまして。ちょっと読み上げますと「学校教育事務所は保護者」、先生方のお手元19ページの再発防止策の一番上ですね。「(2)再発防止策①学校教育事務所による積極的支援」と。これ、大転換です、教育委員会の感覚的には。「学校教育事務所は「保護者と学校の間での解決が困難となっている時こそ、問題を抱える保護者の気持ちを受け止め、積極的に保護者や学校を支援する」という役割を徹底するとともに、というふうに云々って書いてございます。これを受けての今回の御報告っていうことになります。当事者間に戻すのではなく引き受けよう、引き受けなきゃ駄目ではないのっていうことですね。ただ、これは個人的な見解ですけど、いくらでも相談してくださいねっていうのはちょっと開くことは現実的にやっぱりマンパワー等々の問題で難しくてですね。代わりにという代替のものとしては、SSWによる学校生活あんしんダイヤルっていうのですね、カードにして全家庭にお配りしていて。悩みをそこに相談していただくと。で、それは、即時に教育委員会内部で共有されて、その個人がオープンしていいよということであれば、その該当する学校

を所管する教育委員会に、教育事務所にお伝えし、さらにそこから学校にきちんと情報を共有し、っていうふうに、相談窓口としては、学校教育事務所のもので直接的に受け入れるっていうだけではなく、そういう形で一般にも知らしめてしっかり共有するっていうことで、相談窓口としての機能を果たしていくというような状況です。具体的な好事例はちょっと今私のほうで思い浮かびませんのでちょっとお答えするというのができないことは申し訳ございません。それからもう1つの御質問は支援と指導ということですが。これ、度々、教育委員会のスタンスとしては課題としてあげられるところがございます。やはり、教育委員会っていうのは学校の設置者としての役割があつてですね。指導っていうことは必然的に求められるところではありますけども。支援と指導の違いっていうことで本当になんでしょうね。学校経営っていうのは学校長の裁量って言いますか。その、自主性を尊重するっていうベースではありますけども、その過程で子どもの尊厳が傷つけられているっていう場面があつた場合には、やはり姿勢を正すという意味での指導は当然必要だろうなというふうに思っておりますし。まあそういったことをきちんと踏まえながら学校教育事務所を中心として学校との関わりを深めていくっていうことは大変重要なテーマであると思っております。

**【栗山委員長】**

はい、ありがとうございます。近藤委員よろしいでしょうか。今の御解答。

**【近藤委員】**

はい。前段の「学校生活あんしんダイヤルの役割について」その部分においては、保護者様という対象の記載がないので。やっぱりそこら辺はPRになるので、取組を実際されているわけですから。子どもだけでなく保護者に対してもというようなところで文言は入れた方がいいのかなと。で、後段の上の支援と指導の話ですが。社会的には教育委員会の指導上っていうふうな責任の取り方をする、させられるわけで、実際。ですので、ここにはやっぱり学校への指導並びに支援というふうを書くべきだと僕は思っています。実際中々ですね、指導主事が学校に行った段階で、これは先生の、校長先生の判断ですから、一種の逃げですよ。ここはおかしいでしょうということをちゃんと指摘して、変えなさいということと言えるのが指導主事ですよ。で、そういった姿勢をとることが、自覚も高まるし、責任も自覚できるわけで。じゃあこれは支援ですからっていうことは、指導主事の練度が高まらないっていうことを産んでしまうというふうに思いますので、是非是非分かり

切ったことですが、皆さんお分かりになると思いますけど、学校の先生って。だからこのような指導及び支援っていうふうなスタンスを明確に打ち出したほうが、社会的には何ですかね、認められやすいとか、腑に落ちるといような気がしますので。一意見ですけど、よろしくをお願いします。

#### 【栗山委員長】

御意見ありがとうございました。この枠組みが、平成29年の報告書がその教育事務所の支援っていう書き方をして、それが必要だということを受けての報告書になっていますので。そういう意味では枠組みの中でやられていらっしゃるのだと思いますので。そこはこの性質から言うところの表現でもやむを得ないかなという感じはしますが、ただ、おっしゃっている内容自体は一般的には御指摘のとおりだと思いますので、その点は踏まえて今後もご検討いただければと思います。はい。後ほかに、どうぞ、清水委員をお願いします。

#### 【清水委員】

少し細かなところの話で恐縮なんですけれども何点か意見がございます。1点目は、すみません、毎年触れてしまう「学校いじめ防止対策委員会」の「組織図」の部分で。「学校の取組」の(1)っていうところになるんですけども。「必要に応じ」っていう言葉に昨年も触れたところではあるんですけども。効果的な実践例のところ、スクールカウンセラーについて毎回学校のその防止対策委員会に参加できる環境を作った取組事例ということで、まあそのようにスクールカウンセラーを位置付けている学校もあるということだったんですね。で、やっぱりその勤務の日数とか、そういった時間数ということによって、「必要に応じて」っていうことではあるかとは思いますが、そのそうですね。裏面でそのユーススクールソーシャルワーカーを新たに配置し、チーム学校の一員として位置付けたっていうようなところがあり。そのあたり、少しく、カウンセラーやスクールソーシャルワーカーはこの組織図の中で「必要に応じて」関わる立場なのか、やっぱりその学校の職員、組織の一員として位置付けていくものなのかどうかというところが、若干横浜市の方針として少し曖昧なんじゃないかなというふうに感じているところです。私は他の自治体でスクールカウンセラーをやっているんですけども、限られた時間それから日数だけでも、そこは学校の職員の一員として、年度の初めには学校のお便りにはスクールカウンセラーという形で名前が出ております。そういうところとかを考えると、実質的には「必要に応じて」かもしれないんですけども、組織図とし

ては養護教諭や関係職員、学年職員、学級対応と同列ではないにしても、その下ぐらいには位置付けて。実際そうなんじゃないかなっていうふうにちょっと思うところですし。横浜市としてそこをどう位置付けたいのかっていうところを少し整理していただけるといいかなというふうに思います。で、以前はスクールカウンセラーが専門性と、あと外部性が問われるということで、外部性というところを1つ打ち出していたんですけども、やっぱりいじめ防止対策推進法において、やっぱり対策委員会の、大きく関われる。そこが明確にされたことによってその外部性というものがやはりちょっと変化してきてるだろうなっていうふうに思いますし。チーム学校っていうようなところで、もちろんその緊急対応チーム指導主事や外部専門家も、大きく見ればチーム学校の一員っていうことなのかもしれないんですけども。やっぱりそのひと枠「必要に応じて」っていう、この4つ、職域というか書かれている中で、その緊急対応チーム指導主事、外部専門家と一括りにされることについて、ちょっとすいません。大変細かなことなんですけれども、スクールカウンセラーとして若干疑問を感じるところです。それは意見です。次はちょっと質問になるんですけども。右側に移りまして、先ほどから度々話題にも出ているY-Pの活用推進のところについてなんですが。年2回以上の実施を学校年間計画に位置付けたことによって、中学校のこの前年比47.8%増って本当にそういうふうに位置付けることによってそこまで取組が進んだっていうことはある意味感動を覚えるんですけども。本当にこれはそういうふうに明確にされて進められたっていうことはとても大変素晴らしいことだなっていうふうに思います。で、一方で、先ほどもそういうふうに年間言い続けたにも関わらず、やらなかった学校が若しくはやれなかった学校が、この中学校においては23.6%ということで5分の1から4分の1の学校が、それが実施ができなかった。それは、年に1回しかできなかったのか、それとも2回以上っていうところに、やろうと思ったんだけどできなかったのかっていうこと、その何て言うのかな。隅々までとか、やっぱりそのやらない学校の閉鎖性に関わる場所での問題なのか。恐らく来年度はこれ、この数字がもう少し上がるだろうなっていうふうに思うところなんですけれども。現時点での要因として教育委員会が把握されていることがあれば教えていただきたいなっていうふうに思っています。で、もう1点、すいません、ちょっと進めてしまいますと。もう1点は裏面で、「学校教育事務所による積極的な支援」ということその表です、少しここが分からなかったんですけども。「いじめに関する検討、対応件数」ということで、学

校への指導主事の直接的な支援回数は減っていて。「意思決定のためのケース・カンファレンスの実施回数」は大幅に増えているということなんですけれども。意思決定のためのこのケース・カンファレンスだとどういものなのかがちょっとよく分からず、何の意思を決定をするためなのかっていうところが、少し、すいません。この表からは分からず。直接的な支援回数は減って。でも意思、ケース・カンファレンスの実施回数を増やしたとか、結果的に増えたということなのか。ここのちょっと2つのところの取組についてもう少し具体的に教えていただけたらと思います。すいません、以上です。

**【栗山委員長】**

はい、ありがとうございました。そうしましたら3点ございましたので、最初のスクールカウンセラーの必要に応じては、御意見ということでよろしいですか。

**【清水委員】**

はいそうです、とても細かいところで恐縮ですけども意見です。

**【栗山委員長】**

そういう大事な問題提起を、昨年もいただいていると思いますので。じゃあ。

**【清水委員】**

そうですね。2点目、3点目が質問になります。

**【栗山委員長】**

じゃあその1点目のことと、それから今の意思決定のケース・カンファレンスに関して、お答えをお願いしたいと思います。

**【事務局】**

はい。まず質問ではなくて意見というところなんですけど、こういう細かいところに教育委員会の姿勢が出るんだと思います。重く受け止めたいと思います。ありがとうございます。それからですね、Y-Pの2回実施の数値の向上についてですけども。これは昨年度教育委員会にしても、かなり重点的に取り組んだ、特に中学校は成果かなと思っています。で、まだ、されど、これ、できてないところもあった。で、これぐらいの割合になりますと、もう後はどこの学校がやってないかということは把握できていますので、あとは教育委員会が積極的に指導支援に入ると。で、先ほども飛田委員と渥美委員の議論に繋がると思っているんですが。私も現場にいた者として、学校の先生とてもまじめです。なので、やって子どものためになるっていう実感したら、教育委員会がやれって言わなくてもやります。で、そういう体験を

教育委員会としてはどの学校もできるように支援をしていく必要がある。Y-Pは、確かに時間もかかる。で、学校現場でとてもお忙しい。だけれども、時間をやりくりしてやってみたら、子どもにとってこんなに良いものなんだから分かっていくと、学校が積極的に取り組みますし、それによってやるのが目的ではなくてその先の支援にも繋がっていくと。これは私たちも実際にいろいろな学校を見て実感をしていますので、そういうふうな形で実効性がある取組に持っていきたいなと思っています。それから、学校教育事務所の対応件数についてですけれども。これ、一番上が学校運営の直接支援回数。で、2番目がケースカンファレンス。3番目が電話の保護者対応。そして、4番目が保護者との面談回数となっております。私どもの捉えとしては、学校に直接支援に入るっていうのはかなり重篤な案件があった時に、直接会議をして入って行くというイメージなんですね。で、その前のケースカンファレンスというのは学校教育事務所でその学校、これいじめだけではないんですけども、その学校でこんな事案が起こっている。じゃあその学校が適切な対応ができるようにどのように教育委員会として支援に入っていくかっていうことをカンファレンスっていうようなものです。それから3番目4番目は保護者対応ということで。1番目が減っていて、2番目、3番目、4番目は増えているということは、私たちとしては事前の学校支援のためのカンファレンスをしっかりやって、そして事務所に入った電話や保護者の相談に丁寧に答えることで直接学校に入るような重篤な事案を減らしてはいるんじゃないかっていうふうな捉えをしています。これはですね、今回の資料には出てないんですけども、例えば緊急対応チームの取扱件数今年度26件になっておりますが、実は昨年度は32件、その前は50件になっている。つまり先ほどからお話をさせていただいているように、未然防止や早期発見に努めていることで、少しずつではありますが、重篤な事案は減っているのではないかと。それがこの数字に表れているんじゃないかというふうに私どもとしては捉えているところです。

**【栗山委員長】**

はい、ありがとうございました。今の回答でよろしいですか。清水委員。

**【清水委員】**

ありがとうございます。

**【事務局】**

清水先生の最初の御意見というところに関しまして、今年度のリーフレットの好事例の1つとして、スクールカウンセラー、御手元にはございません。

ごめんなさい。スクールカウンセラーの勤務日に合わせて学校いじめ防止対策委員会を開催している「チーム学校」というフレーズがよく聴かれますけれども。正にそういった実践をしている好事例も紹介してございますので、こういったものを発信する中でそれぞれの学校で工夫してもらおうっていうふうに、そのような感じでございます。よろしく願いいたします。

**【栗山委員長】**

ありがとうございます。清水委員いかがですか。

**【清水委員】**

すみません、ありがとうございます。裏面のその教育委員会の「意思決定のためのケース・カンファレンス」というのは、すみません。学校に行ってケース・カンファレンスをするのかとちょっと思っていたので。教育委員会の中でその事務所、例えば事務所の中でどういう支援をしていくかとか、どういう方策をやっていくかというところの検討のための決断ということですね。はい、ありがとうございます。

**【栗山委員長】**

はい、ありがとうございました。スクールカウンセラーの位置付けなんですけども、あくまでも組織体の中にはスクールカウンセラーはメンバーとしては原則はいらないという理解でよろしいんですか。

**【事務局】**

このところは多分見解がいろいろ分かれるところだと思うんですけども。例えば今年度訪問した学校では、組織の一員として位置付けてますっていうふうに明確に言われた校長先生がおりまして。それはスクールカウンセラーだけではなく、スクールソーシャルワーカーもそうなんです。非常にこう、有効に活用できている学校なんですけども。組織として位置付けているんですけども、ちょっと逆にそこまで明確に言われる校長先生の実践の素晴らしさというのを思ったわけですが。学校によってはやはり、例えばスクールソーシャルワーカーにしてもスクールカウンセラーにしても、会計年度任用職員っていう位置付けで、未だにそういった位置付け、職域的なもの身分的なものが、っていう中で、例えば時間外っていうことも当然できませんし、勤務時間が明確に決まってるっていうあたりも含めて、本当に組織の一員として位置付けるっていうことについては実際的な足かせになる部分も現実的にはあろうかなと思っています。

**【事務局】**

今の話が、実際のカウンセラーの運用の実態だと思う。ただ、法律にカウ

ンセラーとソーシャルワーカーは学校組織する職員であるという位置付けもされるように変わっておりますので、これからは、ただ、先ほども言っているように、じゃあいつもどの学校にもカウンセラーとソーシャルワーカーが先生方と同じように机を同じにして毎日来てるかっていうとそういう実態にはなりませんので。ただこれからは、組織の中の一員として積極的にその専門性を出してもらおうっていうことの取組が望まれるのではないかとこのように思っています。

#### 【栗山委員長】

昨年清水委員の御発言で、時間的に御自身が出席できなくても事前に情報をもって意見を述べたりとか、あるいは終わった後は情報を受けたりとかいうふうなことをおっしゃっていたというふうに思いますが。必ずしもその場に参加できなくても、そのほかの方法で関わるといいうことでもあると思いますので、そういったことも含めて実質的な関わりをより進めていただければというふうに思いますが、よろしくお願ひします。よろしいですかね、そこに関しては。他にいかがですかね。結構時間も経過している状況ではあるんですが。はい。じゃあ石野委員お願ひします。

#### 【石野委員】

すみません。スクールソーシャルワーカーによる支援のところでお伺ひしたいんですけども。先日スクールソーシャルワーカーの方から伺った際に、スクールソーシャルワーカーの方が課題解決支援チームとして入ることのきっかけとして、あんしんダイヤルによって介入するケースと、学校からの依頼を受けて介入するケースの、大きく分けて2通りがあるというようなお話がありました。今こちらに書いていただいているのは、基本的にはあんしんダイヤルルートの支援というものが主軸になったような記載だと思うんですけども。見たような事案だと、もっと早期にいろいろな外部リソースを、その人が足りない中で入れれば、何ですかね、火が大きくなる前に色々できたんじゃないかと思うような案件もある中でその辺の早期介入のための何かこう方策とか、学校発信で入れることの重要性とか、その辺について何かあれば教えていただきたいなと思います。

#### 【事務局】

はい、ありがとうございます。現在横浜市のソーシャルワーカーの配置としては、中学校ブロックも同一のソーシャルワーカーを配置して。で、小学校ブロックの小・中学校を巡回するという形をとらせていただいています。ただ、やっぱりマンパワーが不足しておりますので、その学校に巡回できる

回数がですね、月に1回とか2回とかっていう形になってしまっていて。なかなかタイムリーな支援ができないということで、それを原則としつつ、必要感があるところには派遣型のソーシャルワークができるような形で今対応をしているところです。とは言え、今お話ししたように、ソーシャルワーカーの数も十分ではありませんので、なかなかその学校のニーズに合わせて常にタイムリーに派遣っていうことはなかなか難しい部分はあるんですけども。現場のそういうニーズも、教育委員会では把握しているつもりですので、できるだけその人材の確保も含めて対応ができるような体制を作っていきたいなというふうには思っています。

**【石野委員】**

ありがとうございます。なんかあれですかね。実際派遣依頼があってもスムーズに派遣できないケースというのが現実にあるのか、そもそも学校からの依頼がなければ動けないというところで依頼そのものがないから動けなかったというケースが多いのか。その辺の何か感覚とかってあるんでしょうか。重大事態だとなんか後者もあるのかなっていうふうに感じたりするものですか。

**【事務局】**

えっとすみません。スクールソーシャルワーカーについては、まさに何度も言って恐縮なんですけども、平成28年度の事案の時に、この時に学校が派遣要請しなかったっていうことがあってですね。今日校長会で見せた新聞記事の「スクールソーシャルワーカーに協力求めず。問題を校内で抱え込み」って、こういった当時指摘された部分も見せたんですけども。こういった課題を解消するためにこういう取組をしてきているのは事実なんですけども。実際にスクールソーシャルワーカーの採用状況っていうか、この、まあどうかっていうと、必ずしも十分に応えるだけの人数を採用できていない現実もあるなっていうふうに思っていますし。限られた状況の中で何が最適な状況を学校にこう、もたらすことができるかっていうことを試行錯誤している状況です。ただ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーっていう心理や福祉の専門家を入れていくってというのは今の時代に、これは絶対に避けては通れないっていうか、それがないと、子どもの支援に繋がらないっていう現実がございますので。ここについて滞ることがないようにっていうことについては十分に我々も学校も意識しながらやっているっていうふうに思っています。

**【石野委員】**

分かりました。ありがとうございます。

**【栗山委員長】**

ありがとうございます。定期的に巡回しているっていうことは、そこでもうパワーが割かれちゃっているっていうことになるんですか。そこでいっぱいいっぱい。

**【事務局】**

一人のスクールソーシャルワーカーが、正確な数字ではないかもしれませんが、一人のスクールソーシャルワーカーが10校ぐらい受け持っているんです。まあそうするともう月に訪問する回数も限られますし、訪問以外の業務もございますので、なかなか現実的にやっぱり学校の要請が多いところに十分応えられるかっていうところはあるんですが。学校を担当するスクールソーシャルワーカー以外にですね、学校教育事務所にはトレーナーSSWっていう専門性の高いSSW。あるいは統括SSW、これは正規職なんです。そういったふうな重層的に学校支援できる体制も整えているという状況がございます。

**【栗山委員長】**

はい、ありがとうございます。渥美委員。

**【渥美委員】**

今、あれ、に関してですが、ちょっと事例の中でですね、ソーシャルワーカーの専門性を十分に活用できていない印象を持つことが結構ありまして。そういう点ではですね、さっき研修のこと、またあれなんです。その校長研修もそれから生徒指導の研修においても、ソーシャルワーカーはどんなことの専門性があるって、例えばいじめにどのように活用するかっていう内容も研修に入っているんでしょうか。

**【事務局】**

スクールソーシャルワーカーの専門性については、繰り返し、学校のほうには伝えております。またスクールソーシャルワーカーは先ほどの専任の研修の折にも、例えばヤングケアラーっていう課題について、例えば学校に遅れて来る、宿題をやってこない、いつも眠そうにしている。そういった表面的なあらゆる状況の背景に何があるかっていう、そういった視点を専任のところの中で、教員が気づかない。例えばスクールソーシャルワーカーにその事例を言った時こういうことがあるんじゃないですかっていう指摘もたらされたり。そういったことを共有しながらですね、スクールソーシャルワーカーの必要性・重要性っていうことについては認識を深めていると

いう状況でございます。

**【渥美委員】**

えっといじめとの関係で、そういういじめの中での研修はどのように研修させられるのでしょうか。

**【事務局】**

いじめ、例えば、いじめといってもいろいろな状況があつてですね。当然ですけども、1つの事例がいろんな背景を含んでいたり。あるいは、保護者との状況も含めてですね、非常に課題が多岐に渡っていたりすると、現実問題とすると、スクールソーシャルワーカーにそのケース会議に入ってもらったときに、課題整理をしてもらうということがございます。これ教員にないスキルで。どういった視点が大事でどういった機関と連携するといいいのかとか、っていうふうに、いじめという表層的なものの背景を含めて社会支援とどう繋げていくか。あるいは保護者のニーズはここにあるのではないかっていうような示唆を含めて、そういったことをいろいろお伝えいただく中で、いじめっていう問題について関わりを持っていただくっていうことも現実的にはたくさんあると思っております。

**【渥美委員】**

今の話だと、それは教育委員会のお仕事に関係あるんですけど、学校の中でソーシャルワーカーをどういうふうに依頼するとか、その辺をどういうふうに学校に研修させているんでしょう。

**【事務局】**

ありがとうございます。もちろん、研修の中で、校長研修や専任の研修の中でもやっておりますけれども。横浜の場合には、学校教育事務所に学校担当指導主事という主事がおります。当然重篤ないじめ事案含めてそういう事案の時には、まずは校長先生がその担当の指導主事に相談したり、または実際に学校に来てもらってそこでケース会議を開いたりっていうことをします。学校がもちろんSSWを派遣してほしいっていうことであればその繋ぎもきちんと、その方面事務所の主事がやりますし。その学校のカンファレンスの中で、このケースはやっぱりSSWに繋いで、外の支援と繋いだ方がいいんじゃないかっていうその判断を学校担当の指導主事がして繋いでいくっていうようなことも現実にはございます。そういう形で、学校の調整整理や先生の、SSWの活用の知見を高めるとともに、教育委員会としても方面事務所通じて、適切な派遣ができるような支援をしていきたいなというふうに思っております。

**【渥美委員】**

今の話も、教育委員会の中でどういうふうに対応するかっていうことです。やっぱり学校としてどういうふうを使うか。どういうふうに、時に派遣要請するかって、どうも学校があまり使い方を適切に分かってるのかなっていう印象がね、いろいろなものあって。学校へのいじめの研修の中で、どうされてるのか。若しくは今のところはまだこれからなのかっていうですね、それを教えてですね。

**【事務局】**

はい、いじめの研修の中で、SSWを活用した事例であったり、それからその活用の仕方についてはやっておりますが、ただそれが、委員もおっしゃるように、やっぱりその研修だけでいつも必ず適切にそういう判断ができるっていうわけではありませんので、やはりそこは経験値を含む中で、また先ほどの話につながりますけども、SSWに来ていただいて外の支援と繋げることで、子どもが良くなったとか解決したとかっていう体験を踏まえることで、そのSSWの良さや価値っていうのは広まっていくのかな。その部分ではまだまだかなと思っていますので努力続けていきたいと思えます。ありがとうございます。

**【栗山委員長】**

はい、ありがとうございます。石野委員、はい。

**【石野委員】**

すみません、もう1つお伺いしたいのですけれども。例えばSSWさんのこの課題解決支援チームを活用するということの中で、あんしんダイヤル発信であればその保護者さんとか本人とかが正に助けを求めている事案なので介入がスムーズにいくのかなと思う反面、先ほどヤングケアラーなどの場合っていうような例示が出ましたけども。もしそういった事案において、学校側が介入できたらいいなというふうに思いながら、ただ例えばその保護者さんの明確な同意が得られずになかなかこう介入を決断できないみたいなケースもあるのかなとは思いますが。ただ実際問題なんですかね。介入を決断してから説得をして何かこう変わっていったりとかするのかなというふうな思いも感覚的にはあるのですけれども。その辺その介入のタイミングも、決断のところで保護者さんの同意というところがないと、そもそも始められないというところなのかなとか、その辺ってどうなってるんでしょうか。

**【栗山委員長】**

いかがでしょうか。

**【事務局】**

ありがとうございます。正に今の部分は学校、つまり教育だけでは、解決困難な事案っていうふうに捉えておりました。例えば区役所だとか、それから児童相談所であるとか、そういう福祉施設やそういう機関と連携をしながら、例えば同意が得られないけれども子どもが不利益を被っているのではないかっていう捉えを、例えば学校がキャッチした時に、まさに専任やSSWと、そういう関係機関とケースをしてどういうアプローチ、それぞれがどういうアプローチをしたら子どもを救うことができるんだというような取組をまさに進めなければいけないなということも実際にやっているケースも。ただ、非常に難しさのあることは委員のおっしゃるとおりで、課題意識も共有しているつもりでございます。

**【石野委員】**

ありがとうございます。

**【栗山委員長】**

はい、ありがとうございました。

**【近藤委員】**

別件でいいですか。

**【栗山委員長】**

別件ですか。はい。じゃあ時間が今もう2時間ぐらいもう経過している状況で。忌たんない御意見を、って話してでしたので、白熱するのは良いことだと思いますけども。

**【近藤委員】**

短くいきます。

**【栗山委員長】**

はい、お願いします。はい。

**【近藤委員】**

「教育委員会の取組」の(3)の「多面的にとらえるため」に際しての整理なんですけど。大変良いことで、取組進めていただきたいなというのがあるんですけど。ただ文言上ここに書いてあることは、体制を整えましたよっていうことが書いてあって。目的がちよっと弱いかなと。要するにあの、28年度に書いてあるように深い児童生徒理解のためにというその最大の目的を今後としてどこかに入れるべきであろうな。こう整えましたっていう組織体制が整えられても、個々の教員が向き合わない。個々の教員の、発達課題持つ

子どもたちも含めて向き合う力量ってないといけなくて。その組織体制はこれがそれをやりやすい状態で作っているんだけど最大の目標は深い児童生徒理解であろうと、そういった文言は入れた方がいいんじゃないかなと非常に感じております。以上です。

**【栗山委員長】**

今のはご意見ということでよろしいですかね。今の御意見も踏まえて御検討いただきたいと思います。他に御意見等いかがでしょうか。片山委員お願いします。

**【片山委員】**

いじめの認知件数のところで、数字が挙がっているんですけど、平成27年から令和元年までで、今度は子どもの人数が関わっていると思うんですね。子どもの人数の影響と、この各年度の意味もよく分かるんじゃないかなと思いました。以上です。

**【栗山委員長】**

はい、ありがとうございます。それでは今の御意見も踏まえて、表の出し方に関しては御検討いただきたいと思います。辻委員どうぞ。はい。

**【辻委員】**

すみません、あの、我慢できなくて。

**【栗山委員長】**

我慢しなくていいですよ。

**【辻委員】**

すみません。短く1点質問したいんですけど。研修のその持ち方をずっと考えていて、認知のその先に、っていうことなんですけど。根本的になんだろうかっていうことをずっと考えていて。研修の中で、研修の質として、教員が自分のいじめ体験を、あるいは校長の研修会で自分がいじめ体験を語るという場面はありますか。

**【事務局】**

語るというのは多分自ら語って良い場だという認識があって、ご自身の判断で語るっていうことは、場によってはもしかしたらあるかもしれませんが。こちらからそういった場を設定するっていうことはなかなか難しいかなとは思っている一方で、例えば不登校の保護者の会なんていうのを企画しているんですけども。そういった場では保護者の方が、御自身の体験を赤裸々に語るっていうことが自然と行われて。それがまたお互いの学びだったり、不安の解消だったりっていうことにも繋がっていくというような場面も

あることは承知しております。いじめの体験を語るっていうのはまた、何て言うんですかね。自分自身の傷つきをさらけ出す、さらけ出すっていうか、さらすということにもなって。本当にある意味その語る人自身の意識、意思、場の雰囲気等々含めて、ちょっと一概にそういった場がこちらとして御用意できるかどうかっていうこと、あるいはそういった場があったかどうかということについて認識についても確かじゃないというのが実情でございます。

**【辻委員】**

ありがとうございます。とても安全な場がないとできないと思うのですけれども、この当事者意識がないところから支援はできないと思います。やっぱり自分の傷つき体験を言葉にできるということは、それはやっぱりこなしでいくし、目の前で子どもたちが傷つき合っているところを見て、それを察知できる感度ってものすごく影響あると思うんです。だから、校長先生や教員が語れなかった時、やっぱりそこに向き合うのが研修だと、実質的な研修だと思います。でも、語れないっていうことを表明することも大事だと思うんですけれども。だから、本質的な研修っていうのはそこにあるんじゃないでしょうか。いじめる側、いじめられる側、傍観者、ストッパーになった人、なんでもいいんですけど。それがいろんな本質の先を体験として見据えていけるんじゃないかというのが考えた次第です。意見です。以上です。

**【栗山委員長】**

はい、御意見として参考にさせていただければと思います。ではよろしいですか。そろそろ2時間10分経ってしまいますけれどもよろしいでしょうか。そうしましたら、本日はたくさんの御意見をいただきまして、大変貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。本日いただきました委員の皆様様の御意見踏まえまして、私と西村副委員長で意見書案を作成するとしまして、意見書案を各委員の皆様様に御確認いただいた上で最終的に教育委員会に対する意見具申として提出したいと思っておりますけれども、そういう流れでよろしいでしょうか。はい。じゃあそのようにさせていただきたいと思っております。そうしましたら以上で本日の議題の1番の審議を終了したいと思います。本日の議題は以上でございますけれども、何か委員の皆様から他にございますでしょうか。よろしいですかね、はい。ありがとうございます。最後に次回の委員会について確認をさせていただきます。次回の委員会は6月15日(木)18時からを予定しております。その会議はまだ、会議形態は分かりませんよ。

**【事務局】**

	<p>会議形態はちょっとまた、コロナが5類になったということもございますので、基本的にはリアルっていう形は、想定はしているんですけども、当然移動時間とかそういった委員の皆様の御都合もございますので、そういった点を事前正副のところでは正副委員長と相談の上決定していきたいというふうに考えております。</p> <p><b>【栗山委員長】</b></p> <p>はい。ということでございまして、会議形態はまだ未定でありますけれどもまた引き続きよろしくお願ひします。それでは本日の会議は終了となります。本日は長時間お疲れ様でした。ありがとうございました。</p> <p>&lt;終了&gt;</p>
<p>資 料</p>	<p><b>【議題1（公開）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1：「いじめ重大事態に関する再発防止策」令和4年度の実施状況について（諮問）（令和5年5月18日教人児第225号）</li> <li>・資料2：「いじめ重大事態に関する再発防止策」令和4年度の実施状況について</li> <li>・資料3：いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書（平成29年3月31日横浜市教育委員会いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会）</li> <li>・資料4：横浜市いじめ防止基本方針（平成25年12月策定 平成29年10月改定 横浜市）</li> </ul>
<p>特記事項</p>	